

令和8年度南阿蘇村会計年度任用職員（消費生活相談員）募集要項

1、職種及び採用予定人員等

(1) 職及び採用予定人員

1 消費生活相談員 1名

(2) 勤務先及び職務内容

1 南阿蘇村役場総務課内、南阿蘇消費者相談室に勤務し、住民の消費生活相談業務に従事

2、受験資格

(1) 要件等

- ・消費生活相談業務の遂行に必要な知識及び技能を有していること。
(消費生活相談員資格（国家資格）を有していること。)
- ・健康で、かつ意欲をもって職務を遂行すると認められること。

(2) 次の1つに該当する方は受験できません。

- ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行の終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- イ 南阿蘇村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ウ 日本国憲法の施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

3、受験手続

【採用面接試験申込書】に必要事項を記入し、令和8年2月27日（金）17時15分までに、南阿蘇村総務課に提出してください。

※申し込まれる方は、【履歴書】を併せて提出してください。また、履歴書には、学歴、職歴等は、入学、卒業等在籍年数がわかるよう記載してください。

4、試験の実施方法及び合格発表

(1) 採用試験は面接により実施します。

面接日時：令和8年3月2日（月）以降に応募者に個別に連絡します。

(2) 合格発表日：令和8年3月13日（金）（予定）

※合否結果については、本人へ通知します。

5、任用条件等

(1) この試験の合格者は、令和8年4月1日から採用されます。

(2) 任用期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間です。ただし、本人の同意を得て次年度も任用される場合もありますが、必ずしも今後の継続的な任用を約束するものではありません。

(3) 報酬は、前歴等により算出されます。このほか条例の定めにより通勤手当、有給休暇が支給されます。